

# 建設業の事業主のみなさまへ【ご注意ください】

## 「事務所等労災」をご存じですか？

労災事故が  
発生しています！

建設業に適用される労働保険は以下の3種類があります。

- ① 工事現場の労災保険（元請工事を行う事業場が加入します。）
- ② 工事現場以外の事務所や作業場等（倉庫等）での労災保険、いわゆる「事務所等労災」
- ③ 雇用保険

※①の工事現場の労災保険では、工事とは無関係の事後の片付け、資材整理中の事故等に対する労災補償（保険給付）はできませんので、「事務所等労災」の加入が必要です。

### ●「事務所等労災」が必要となる例

- ① 特定の工事現場に関係がない、資材置場や倉庫などの片付け、整理作業、敷地内草刈り等（恒常的にある作業だけではなく、雨天時に現場作業ができない場合に行う作業がある場合も必要です）。
- ② 事務所業務（営業・経理等）

※特定の工事にかかる準備や資材の後片付け作業は、その作業の原因となった工事の元請事業場の労働保険番号での補償となるため、「事務所等労災」には該当しません。  
また、通勤中の事故についても、当日の工事現場が明確であれば、自宅から作業場所までの往復行為中に起こった事故も「事務所等労災」には該当しません。

### ★ご注意ください！

事務所等労災に加入しておらず、下記事例のように事務所等労災に該当する労災事故が発生した場合、下記のように保険給付に要した費用の100%又は40%を事業主から徴収します。（**費用徴収**）

【事例】雨天時に現場作業（特定の工事に関係が無いもの）で使用するパイプの加工作業を資材置場で行っていた際に、労働者が指を切断する事故が発生した。元請工事を行う際の労災保険には加入していたが、事務所等労災に加入していなかったため、その補償給付に必要な費用の100%又は40%の高額な費用を国から事業主に請求することとなった。

※該当する可能性がある作業があるが、加入しているかのどうかの確認や、加入しなければならぬか確認されたい場合は、委託先の労働保険事務組合へ至急ご相談ください。